

令和8年4月1日から

**「たき火」を実施する場合は  
事前に消防署への届出が必要です。**

井原地区消防組合火災予防条例により消防署への届出が義務付けられている「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」について、たき火を含むことが明確に示されました。

「たき火」に該当すると考えられる行為イメージ（届出が必要）



「たき火」に該当しないと考えられる行為イメージ（届出不要）



届出様式については、井原地区消防組合のホームページ内「様式ダウンロード」のサイトから「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発する行為の届出書」をダウンロードしていただくか最寄りの消防署（出張所・分駐所）でお受け取りください。



火災とまぎらわしい行為の届出  
様式ダウンロードページ

URL: <https://www.city.ibara.okayama.jp/site/ibarasyoubou/2912.html>

※届出を受理することにより、他の法令に係る焼却行為を許可するものではありません。

**井原地区消防組合消防本部 予防課**

TEL: 0866-62-9402 FAX: 0866-62-9404

E-mail: yobou@city.ibara.lg.jp

井原消防署

矢掛出張所

美星分駐所

芳井分駐所

TEL. 0866-62-9119

TEL. 0866-82-3000

TEL. 0866-87-2001

TEL. 0866-72-1100